

「PFS を活用した特定保健指導実施率向上支援事業」における

公募型プロポーザルにかかる質問書への回答

番号	質問	回答
1	本業務においては、受託者は指導を行わない形になるかと思いますが、仮に各市町村様が一部指導においても委託したいと希望があった場合については、本事業とは別で各市町村様と契約をしてもよろしいでしょうか？	<p>当該事業は、①特定保健指導担当職員に対する、特定保健指導利用勧奨における技術向上支援、②モデル市町村における特定保健指導の実施体制の改善を行う事で、県内特定保健指導の実施率の向上を目的としています。</p> <p>成果指標は、介入対象となる市町村による特定保健指導の初回面談実施人数及び特定保健指導実施終了人数それぞれの増加分としており、事業者が直接特定保健指導業務を行うことは、成果指標の正確な測定に支障をきたすことから、当該事業の内容として想定しておりません。</p> <p>ただし、市町村が指導業務の一部について委託契約を希望した場合には、本業務の受託事業者選定後に県、市町村、受託事業者間で対応を別途協議することとさせていただきます。</p>
2	成果水準書 6 業務概要(1)県内全市町を対象とした、特定保健指導利用勧奨技術向上支援について ・県内全市町村を対象とした研修会を実施する場合、会場の手配や参加者の募集は、県または受託者のどちらが行うのでしょうか。	県が実施することを想定しています。

3	<p>成果水準書 6 業務概要(1)県内全市町を対象とした、特定保健指導利用勸奨技術向上支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全市町村を対象とした研修会を実施する場合、特定保健指導の委託事業者にも参加してもらう方針でもよろしいでしょうか。 	<p>当該事業は厚生労働省の「都道府県国保ヘルスアップ支援事業」を活用しており、内容によっては同交付金の対象外事業となる場合があるため、特定保健指導の委託事業者の研修会への参加の可否については、本業務の受託事業者選定後に別途協議することとさせていただきます。</p>
4	<p>成果水準書 9 介入対象者について</p> <p>「直接の介入対象者は県内全市町村における特定保健指導担当職員及びモデル市町村における特定保健指導担当課とする。また、事業の影響を受ける対象者としては県内における 40～74 歳の特定保健指導対象者とする。」とありますが、40～74 歳の特定保健指導対象者に対する直接の介入も行うのでしょうか。</p>	<p>当該事業は、①特定保健指導担当職員に対する、特定保健指導利用勸奨における技術向上支援、②モデル市町村における特定保健指導の実施体制の改善を行う事で、県内特定保健指導の実施率の向上を目的としています。</p> <p>成果指標は、介入対象となる市町村による特定保健指導の初回面談実施人数及び特定保健指導実施終了人数それぞれの増加分としており、事業者が直接特定保健指導業務を行うことは、成果指標の正確な測定に支障をきたすことから、当該事業の内容として想定しておりません。</p>
5	<p>成果水準書 9 介入対象者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供データに、特定健診等データ管理システム(令和 5 年度～令和 6 年度)とありますが、令和 4 年度からのデータを提供いただくことは可能でしょうか。 	<p>提供は可能です。契約締結前の段階で事業実施等に必要なデータの内容について再度協議します。</p>
6	<p>成果水準書 10 報告・連絡(1)業務の実施計画書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書の書式は指定はありますか。 	<p>様式の指定はありません。</p>
7	<p>成果水準書 10 報告・連絡(2)業務の実施報告会の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告会の会場の手配や参加者の募集は、県または受託者のどちらが行うのでしょうか。 	<p>県が実施することを想定しています。</p>

8	<p>成果水準書 10 報告・連絡(2)業務の実施報告会の実施について</p> <ul style="list-style-type: none">・令和 7 年度の業務に関する報告書等の提出はありますでしょうか。あるとすればどのような形式で、いつまでに提出するのでしょうか。・令和 7 年度、令和 8 年度、令和 9 年度の納品物は何を、どのような形式で納品するのでしょうか。	<p>令和7年度の業務に関する報告書については、令和7年度に実施した内容を記載した実績報告書を令和8年3月31日(火)までにご提出願います。</p> <p>令和8年度における納品物については、報告会の内容を含めた実績報告書を令和9年3月 31 日(水)までにご提出願います。</p> <p>納品の形式(紙媒体、電子媒体)については契約締結後別途採用事業者と協議します。</p> <p>また、令和9年度に納品を依頼する内容はありません。</p> <p>※質問内容を受け、成果水準書における 10 報告・連絡について一部訂正しました。</p>
---	--	---